

和歌山県地下占用物連絡会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「和歌山県地下占用物連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置し、和歌山県道路メンテナンス会議規約第4条5項の規定の専門部会に位置付け、和歌山県内の各道路管理者及び地下占用物件の占有者において、定期的に相互の点検・調査の計画・結果について共有する他、道路陥没を防ぐ取組みなどを連携して実施することにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とする。

（調整・共有事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について調整、及び共有する。

- （1） 占有者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- （2） 道路管理者による路面下空洞調査結果
- （3） 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- （4） その他、道路陥没対策に寄与する情報等

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、和歌山県内における高速自動車国道、一般国道、和歌山県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2 会議には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長、副会長は国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長、和歌山県県土整備部道路保全課長、西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会議の構成は、「別表」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

（会議の開催）

第5条 会議は年に1回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所道路管理課、和歌山県県土整備部道路保全課、西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、令和7年4月24日から施行する。

本規約は、令和7年8月5日に改正する。

和歌山県地下占用物連絡会議名簿（案）

別表

	所 属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所長
副会長	国土交通省近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長
副会長	和歌山県県土整備部道路保全課	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	和歌山高速道路事務所長
道路管理者	和歌山市	道路管理課長
道路管理者	海南市	建設課長
道路管理者	海南市	管理課長
道路管理者	橋本市	都市整備課長
道路管理者	有田市	建設課長
道路管理者	御坊市	都市建設課長
道路管理者	田辺市	管理課長
道路管理者・ 占用者（下水道）	新宮市	都市建設課長
道路管理者	紀の川市	建設総務課長
道路管理者	岩出市	土木課 次長
道路管理者	紀美野町	建設課長
道路管理者	かつらぎ町	建設課長
道路管理者	九度山町	建設課長
道路管理者	高野町	建設課長
道路管理者・ 占用者（下水道）	湯浅町	産業建設課長
道路管理者	広川町	建設課長
道路管理者	有田川町	建設課長
道路管理者	美浜町	農林水産建設課長
道路管理者	日高町	産業建設課長
道路管理者	由良町	地域整備課長
道路管理者	印南町	建設課長
道路管理者	みなべ町	建設課長
道路管理者	日高川町	建設課長
道路管理者	白浜町	建設課長
道路管理者	上富田町	建設課長
道路管理者・ 占用者（下水道）	すさみ町	建設課長
道路管理者	那智勝浦町	建設課長
道路管理者・ 占用者（水道・下水道）	太地町	産業建設課長
道路管理者・ 占用者（水道）	古座川町	建設課長
道路管理者・ 占用者（水道）	北山村	建設課長
道路管理者	串本町	建設課長
占用者（水道）	和歌山市	維持管理課長
占用者（下水道）	和歌山市	下水道管理課長
占用者（水道）	海南市	工務課長
占用者（下水道）	海南市	都市整備課長
占用者（水道）	橋本市	水道施設課長
占用者（下水道）	橋本市	下水道課長
占用者（水道）	有田市	水道課長
占用者（下水道）	有田市	都市整備課長
占用者（水道・下水道）	御坊市	上下水道事務所長

	所 属	役 職
占用者（水道）	田辺市	工務課長
占用者（下水道）	田辺市	都市計画課長
占用者（水道）	新宮市	水道事業所工務課長
占用者（水道）	紀の川市	水道工務課長
占用者（下水道）	紀の川市	下水道課長
占用者（水道）	岩出市	上水道工務課長
占用者（下水道）	岩出市	下水道工務課長
占用者（水道）	紀美野町	水道課長
占用者（水道・下水道）	かつらぎ町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	九度山町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	高野町	生活環境課長
占用者（水道）	湯浅町	水道事務所長
占用者（水道・下水道）	広川町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	有田川町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	美浜町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	日高町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	由良町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	印南町	生活環境課長
占用者（水道）	みなべ町	生活環境課 水道室長
占用者（下水道）	みなべ町	生活環境課長
占用者（水道・下水道）	日高川町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	白浜町	上下水道課長
占用者（水道・下水道）	上富田町	上下水道課長
占用者（水道）	すさみ町	水道課長
占用者（水道・下水道）	那智勝浦町	水道課長
占用者（水道・下水道）	串本町	水道課長
占用者（工業用水）	和歌山県商工労働部公営企業課	公営企業課長
占用者（下水道）	和歌山県那賀振興局建設部 紀の川流域下水道事務所	所長
占用者（ガス）	大阪ガスネットワーク株式会社	導管計画チームマネジャー
占用者（ガス）	新宮ガス株式会社	ガス事業部外管担当課長
占用者（通信）	KDDI株式会社_吹田ネットワークセンター	吹田ネットワークセンター 担当
占用者（通信）	N T T 西日本株式会社 和歌山支店	設備部環境デザイン室 次長
占用者（通信）	N T T インフラネット株式会社	関西事業部 和歌山支店長
占用者（通信）	株式会社N T T ドコモ	インフラデザイン部 ファイバー設備計画担当課長
占用者（通信）	株式会社N T T ドコモ 東海支社	ネットワーク部ネットワーク企画担当課長
占用者（通信）	ソフトバンク株式会社	日本ネットワークセンター 関西北陸保全課長
占用者（通信）	株式会社ZTV	通信技術部 技術課長
占用者（通信）	株式会社オプテージ	光・アクセス設備運用部 設備高度化チームマネージャー
占用者（電力）	関西電力送配電株式会社	和歌山本部_配電グループリーダー
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局道路部	道路保全企画官
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局道路部	路政課長
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局道路部	地域道路課長
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局道路部	道路管理課長
事務局	国土交通省近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所道路管理第二課
事務局	国土交通省近畿地方整備局	紀南河川国道事務所道路管理課
事務局	和歌山県県土整備部	道路保全課
事務局	西日本高速道路株式会社関西支社	和歌山高速道路事務所統括課